

# 除染等業務従事者向け ガラスバッジサービスのご案内

平成 24 年 1 月 1 日に「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下、除染電離則）が施行されました。この法令により、除染作業にあたる従事者の放射線被ばく低減のための措置をすることが義務化されました。

弊社は、放射線業務従事者の安全と安心に貢献するため、ガラスバッジ（放射線測定器）による個人放射線被ばく線量測定サービスをご提供させていただいております。60 年以上の実績・経験・技術を活かし、除染電離則に対応したガラスバッジサービスを実施しております。

このガラスバッジサービスをご利用いただくことで、月々の被ばく状況を迅速に確認することができ、また除染等作業通知のための報告書もご提供いたしますので、事業者のご負担を軽減いたします。除染業務等に従事する方々の安全と安心を確保するため、ぜひ弊社のサービスをご利用ください。



## 除染電離則の対象

除染電離則は、除染等業務または特定線量下業務<sup>※1</sup>を行う事業者と、その事業者に雇用される除染等業務従事者または特定線量下業務従事者を対象とするものです。

除染等業務<sup>※2</sup>とは、除染特別地域等<sup>※3</sup>内における以下の業務です。

土壌等の除染等の業務	汚染された土壌・草木・工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌・落葉および落枝・水路等に堆積した汚泥等(以下「汚染土壌等」)の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務
廃棄物収集等業務	除去土壌や汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれるセシウム 134 およびセシウム 137 の濃度が 10,000Bq/kg を超えるものに限る）の収集・運搬または保管に係る業務
特定汚染土壌等取扱業務	セシウム 134 とセシウム 137 の濃度が 10,000Bq/kg を超える汚染土壌等を取り扱う業務であって、上記 2 つの業務以外の業務

※1 特定線量下業務とは、平均空間線量率が  $2.5 \mu\text{Sv/h}$  を超える場所において除染等業務以外の業務です。

※2 18 歳未満の年少者を除染等業務に従事させてはいけません。

※3 放射性物質汚染対処等措置に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」



## 除染等業務従事者向けガラスバッジ仕様

ガラスバッジ（型式：FD 型）	測定線種	エネルギー範囲	測定線量範囲
	γ線	80keV~10MeV	0.1mSv~10Sv

## 除染等業務従事者の被ばく限度（除染電離則：第3条・第4条）

事業者は、除染等業務従事者の受ける実効線量が以下の表を超えないようにしなければなりません。

男性・妊娠する可能性がないと診断された女性	(※1) 5年で100mSvかつ1年で50mSv
女性（妊娠する可能性がないと診断された場合を除く）	3ヵ月で5mSv
妊娠中の女性	妊娠期間中1mSv

(※1)「5年間」と「1年間」の始期は平成24年1月1日からです。

## ガラスバッジ装着方法

- 男性は胸部，女性は腹部に装着します。（除染電離則：第5条）

※ご使用上の注意：ガラスバッジを放射性物質に汚染させないように、衣類のポケットの中や付属のビニール袋に入れてご使用ください。



男性は胸部

女性は腹部



契約初回時のみ付属品ネックストラップをお送りいたします。

## コントロール用ガラスバッジの保管方法および取扱上の注意

### 【保管方法】

コントロール用ガラスバッジは、除染作業以外の自然放射線（日常生活時）の値を差し引くために使用するものです。ご使用期間中は、汚染された土壌等の影響のない放射線量の低い場所（屋内で常温常湿）に保管してください。

### 【注意】

コントロールを除染作業場所の管理詰め所などに保管したまま、個人用のガラスバッジを自宅などにお持ち帰りした場合、差し引くコントロール値の方が高くなります。コントロールは、できるだけ放射線量の低い場所に保管してください。



# お客様へお届けする各種報告書

## ● 個人線量算定報告書（事業所保管用）

発行日 2018年11月03日  
MR020-20181103-00003  
2/2

### 個人線量算定報告書（除染等業務従事者用）

株式会社千代田テクノロ 線量計測事業本部 殿

113-8681  
東京都文京区湯島  
1-7-12 千代田御茶の水ビル5階

株式会社千代田テクノロ 線量計測事業本部  
千代田 太郎 様

お客様コード: 107-1925-000 グループ名 : 線量計測部  
算定日 : 2018-11-03 個人線量の累積方法: 個人コード単位で集計しております。

整理番号	型式	個人コード 職員コード	ご使用者名	性別	装着 部位	使用期間	測定情報 コード	実効線量	等価線量 女子腹部	四半期計 累積値 X件数	年度計 累積値 X件数	調整 コード	(単位:mSv)	
001	FD	61231584	千代田 太郎	男	胸	2018-09-01 ~ 2018-09-30		X			0.0	3	C	
002	FD	61231592	千代田 花子	女	腹	2018-09-01 ~ 2018-09-30		X		0.0	3	0.0	3	C

以下 余 白

18050211013783000100

※発行期間の範囲による承認なしに、この報告書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。  
◎個人線量計測機又は測定機の保守、測定管理コードが変更された場合は、日本放射線測定協会の承認が必要となります。  
◎ただし、測定管理コードが複製可能なコントロールなしの場合、複製の承認書の提出は不要です。

◎除染等業務用ガラスベッキは、型式:FD 測定コード:Cとなります。  
算定方法は、計測地点毎に測定回数に基づきます。  
年度計は、2018年10月1日を起算とする1年間の累積値です。  
この報告書についてのお問い合わせ先 線量計測事業本部 TEL:03-3816-4318

## ● 個人用報告書（従事者配付用）

## ● 除染等業務に従事する労働者の被ばく線量管理(様式)

### 個人用報告書（除染等業務従事者用）

お客様コード 104-7477-000 グループ名

氏名 千代田 太郎 性別 男 個人コード 61231584

整理番号 001  
モニタコード FD  
部 胸  
使用期間 2012-12-01 ~ 2012-12-13  
算定日 2012-12-18  
情報コード

上記使用期間の除染等作業によりあなたが受け取られた放射線の量は以下の通りです。

実効線量 X mSv

実効線量が 0.1 の場合、0.15 ミリシーベルト(100マイクロシーベルト)であることを示します。  
実効線量の数値は小数点以下第2位を四捨五入したものです。  
【例】0.05 ミリシーベルト(50マイクロシーベルト)以上、0.15 ミリシーベルト(150マイクロシーベルト)未満 → 0.1 と表示。  
実効線量が X(ニックス)の場合、0.05 ミリシーベルト(50マイクロシーベルト)未満であることを示します。  
情報コードは異常な測定値が発生した理由等を示しています。詳しくはお問い合わせください。

個人線量の累積値

1月～3月四半期計	mSv	四半期X件数
4月～6月四半期計	mSv	四半期X件数
7月～9月四半期計	mSv	四半期X件数
10月～12月四半期計	0.0 mSv	四半期X件数 2
年度計	0.0 mSv	年度計X件数 2

調整コード C  
個人線量の累積方法 個人コード単位で集計しております。

報告番号 MR020-20121218-00003 測定機関名:株式会社千代田テクノロ

作成日:2018-11-03

### 除染等業務に従事する労働者の被ばく線量管理(様式)

様式1

1. 個人識別項目 お客様コード:101-3783-000 グループ名

子ヨダ 氏名	タロウ 千代田 太郎	性別	男	生年月日	1980-01-01
-----------	---------------	----	---	------	------------

2. 個人識別項目の変更

年月日	変更前	変更後

3. 個人異動履歴

事業場名	入社年月日	退社年月日

4. 被ばく前歴

期間	業務内容	実効線量
2017-01-01～2017-12-31	除染作業の累積値	0.0mSv 12(x)

5. 被ばく歴

①測定期間	実効線量		②等価線量	作業場名 (作業内容)
	外部線量	②内部線量		
2018-01-01～2018-03-31	0.0mSv	3(x)		
2018-04-01～2018-06-30	0.0mSv	3(x)		
2018-07-01～2018-09-30	0.0mSv	3(x)		
2018-10-01～2018-12-31	0.0mSv	3(x)		
END				
			以下 余 白	

①は3か月ごと(女性(妊娠する可能性がないと判断されたものを除く。)は1.0か月ごと)とすること。  
ただし、これに満たず短期間で積累了した場合は当該積累了日までの範囲とすること。  
②は内部線量データの測定を要する場合に記載すること。  
③は妊娠中の女性の腹部表面に受ける等価線量について記載すること。

6. 教育歴

年月日	実施者	教育内容(業務・科目)



## 線量の測定結果の確認・記録等について（除染電離則：第6条抜粋）

事業者は、測定した線量を、所定の期間ごとに記録し、30年間保存しなければなりません。ただし、5年間保存した後は、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すことができます。

なお、契約期間が3ヵ月未満の有期労働者または派遣労働者を除染等業務に従事させる場合は、1ヵ月ごとに線量を記録してください。

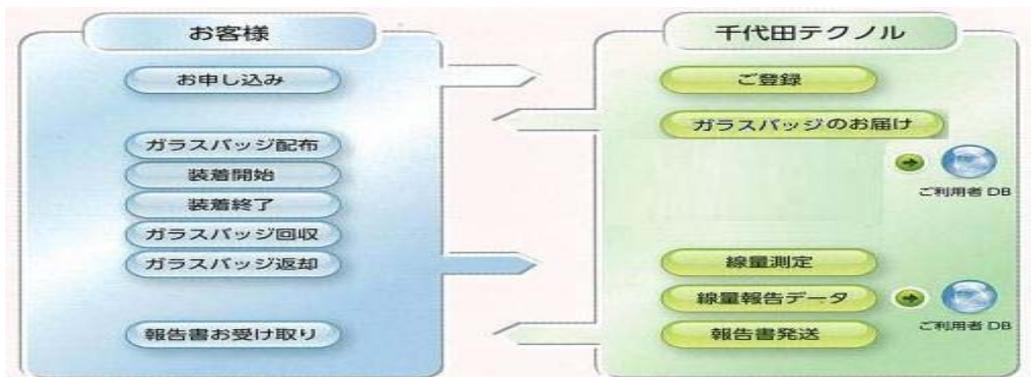
男性・妊娠する可能性がないと診断された女性	実効線量の3ヵ月ごと、1年ごと、5年ごとの合計（5年間に於いて1年間に於いて20mSvを超えたことのない場合、3ヵ月ごとおよび1年ごとの合計）
女性（妊娠する可能性がないと診断された場合を除く）	実効線量の1ヵ月ごと、3ヵ月ごと、1年ごとの合計（1ヵ月間に於いて1.7mSvを超える恐れのない場合は、3ヵ月ごと1年ごとの合計）
妊娠中の女性	内部被ばくによる実効線量と、腹部表面に受ける等価線量の、1ヵ月ごと、妊娠中の合計

事業者は、速やかに、記録された線量を、除染等業務従事者本人に知らせるとともに、本人が離職する際には、線量の記録の写しを交付してください。



## サービスのご紹介

お申込後、弊社からお届けしたガラスバッジをご使用者が1ヵ月間装着し、弊社までご返却いただきます。ガラスバッジの受けた放射線の量から測定値を求め、結果をお客様にご報告いたします。



お問合せは、**仙台事務所**または最寄の担当事務所へご連絡をお願いいたします。

□仙 台 事 務 所 ☎022-727-9572(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)

□札 幌 事 務 所 ☎011-206-6801(北海道)

□東 京 事 務 所 ☎03-3816-5210(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県)

□名 古 屋 事 務 所 ☎052-220-6722(富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)

□大 阪 事 務 所 ☎06-6369-1566(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

□福 岡 事 務 所 ☎092-262-2235(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県)



CHIYODA TECHNOLOGICAL CORPORATION

株式会社 千代田テクノ **線量計測事業本部**

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2ディーアイシービル 6階

TEL:03-3252-2390 FAX:03-5297-3887